

# 第1章 医療法

## 1 - (6) 往診のみによる診療所開設届

1 事 案	医師、歯科医師が診療所を開設した場合、開設後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法5条、法8条、則4条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	(1) 医療従事者の免許証写 <sup>*1</sup> （医師資格証の写しは不可） (2) 医師、歯科医師の履歴書 (3) 管理者については臨床研修修了登録証（研修制度対象者のみ）の写 <sup>*1・2</sup> (4) 診療に従事する医師・歯科医師の住所を証明する書類 <sup>*3</sup> 。 (5) 上記「住所」の位置図、平面図（面積不要・診療録、医薬品等の保管場所等を明示）  <sup>*1</sup> ：原本照合 免許証原本、臨床研修修了登録証を持参し保健所で原本照合を行う。 <sup>*2</sup> ：管理者要件 平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、又は平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合（臨床研修施設の臨床研修修了証は不可）。 <sup>*3</sup> ：「住所」が開設する医師の住居地であることを証明する書類（住民票等）。
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告（開設届出済証の交付、台帳作成）
7 審査要領	(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 名称は通常の診療所と区別するため「（個人氏名が望ましい）往診診療所」とすること。 (3) 診療科目欄は施行令第3条の2、則1条の10等で認められた診療科名か。 (4) 届出が開設後10日以内に行われていない場合は遅延理由書又は顛末書が添付されているか。 (5) 他の病院や診療所を管理している者が管理者となる場合は兼任管理申請を行っているか。 (6) 他の医療機関に勤務しながら、準備のために開設する場合はその旨の誓約書提出が必要。 (7) 本庁進達時に保健所で行った開設時調査書を添付すること。
8 備考	(1) 法人開設は認められない。 (2) 携帯型エックス線装置を備える場合は別途エックス線備付届を提出すること。 (3) 保険診療や院外処方等を考えている場合は九州厚生局長崎事務所への相談を促すこと。 (4) 開設時調査は住所地の現地確認と別添様式による口頭確認によること。 (5) 休止、廃止等に係る届出は、通常の個人開設診療所と同一様式を用いること。 (6) 医師の住居地以外を診療所住所とする場合は、通常の診療所開設手続きによること。

(様式1-(6))

### 往診のみによる診療所開設届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

開 設 者 <sup>(フリガナ)</sup>氏 名

下記のとおり診療所を開設したので法第5条並びに8条の規定に基づきお届けします。

#### 記

1 名称	フリガナ( ) 往診診療所														
2 開設の場所	位置図・平面図は別添 TEL														
3 診療科目															
4 従事者定員	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	看 護 補 助 者	栄 養 士							計
5 開設年月日	年 月 日														
6 管理者の氏名等	氏 名	-----					臨床研修修了 登録証番号								
	住 所	上記開設場所のとおり													
7 診療日時	診療日					診療時間					担当診療科名				
											診療科目に同じ				
8 その他	本施設と同時に2以上の病院(診療所)を 開設しようとする場合はその旨							現に他の病院(診療所)を開設し、管理し、 又は勤務している場合はその旨							
	敷地面積							建物の構造							
	m <sup>2</sup>														

(別添：保健所開設時調査・確認様式)

開設の目的	
維持の方法	
診療の方法	
衛生管理	衛生管理の方法
診療録の保管	保管場所
医薬品	取扱い医薬品
	保管場所
医療廃棄物	廃棄物の廃棄方法・委託契約等
その他・特記	

医療法上の適否に関する意見

年 月 日

保健所  
調査員氏名